

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針

**藤
山
中**

春日井市立藤山台中学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、どの生徒も被害者や加害者になり得るという職員間の共通認識をもち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) 学校がいじめに対する基本姿勢

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

本年度の学校の重点努力目標の一つに「生徒の命と安全を優先するとともに、安心して学校生活を送れる体制の確立」を掲げ、人権を無視したふるまいを見過ごさないことに重点的に取り組んでいく。

(3) 育てたい生徒の力

生徒の豊かな人間性を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。仲間と共に人間的に成長できるそうした中で生徒が「自己肯定感」「自己有用感」を育む。

2 いじめ防止対策組織

学校に設置されているいじめ・不登校対策委員会を十分に機能させ、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員だけが抱え込むことのないよう、組織として対応する。いじめ・不登校対策委員会には、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

年度始めの職員会議で学校いじめ防止基本方針を周知し、教職員の共通理解を図る。

いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒相互の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを重んじ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒が各種ネットワークの正しい利用とマナーについての理解を深め、「SNSトラブル」の加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを通して自他を大切にするための自尊感情を育み、いじめ・不登校の未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（年3回）や教育相談（年3回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら聞き取りシートに記録し「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ 各種ネットワーク上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、別紙「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（2月）し、次年度への取組に生かす。

6 その他

- (1) 「生徒指導部会」の利用
週1回行っている「生徒指導部会」の際に、日常の生徒の様子を報告に加えて、いじめに関する報告を行い、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

